

加美町若鮎給付型奨学金 令和9年度奨学生募集要項

1. 趣旨

加美町では、篤志家の好意により寄付された資金をもとに、返済を要しない給付型奨学金制度を設け、本町の学生を対象に支援を行うとともに、地域社会に貢献する人材を育成します。

2. 奨学生の応募資格

次の要件を満たす学生

- (1) 令和8年4月1日に、1年以上加美町に居住する方の子弟
- (2) 大学等（短大、専門学校、大学、高等専門学校4年生以上）へ進学予定または在学している学生。
- (3) 大学等卒業後に加美町へ定住し、加美町に貢献する意思が高い学生。
- (4) 年2回程度、加美町の子どもの学習支援等を行うことが可能な学生。
- (5) 修学意欲があり、経済的理由により修学が困難な学生。
- (6) 保護者および世帯に本町の町税等の滞納がないこと。

3. 募集人員

一般1名、中新田高等学校卒業見込み1名 2名以内

4. 奨学金

- (1) 給付額：入学準備奨学金（大学等入学時1回のみ）12万円
学費奨学金 月額3万円
- (2) 給付期間：奨学生が在学する正規の修業期間
- (3) 給付時期：入学準備奨学金は入学前の3月に支給
学費奨学金は3ヶ月ごと（4月、7月、10月、1月）にまとめて支給
- (4) 町の育英事業の奨学金、他の奨学金との併用も可能です。

5. 応募方法

要件を満たす学生は自由に応募できます。学校長の推薦は必要ありません。

6. 応募手続き

次の書類を提出してください。

- (1) 提出書類：奨学生願書、家族構成調書（教育総務課配布またはホームページからダウンロード）、
在学証明書、町税納税証明書、所得証明書、小論文（原稿用紙5枚程度（2千字程度）
題「加美町の町民憲章を読んであなたの志について考えを述べなさい」）
 - (2) 受付期間：令和8年6月15日月曜日から7月31日金曜日
 - (3) 提出先：加美町教育総務課
- ※応募関係書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

7. 奨学生の選考及び決定

- (1) 第1次選考（8月中） 出願書類をもとに候補者を選考
- (2) 第2次選考（9月中） 面接による候補者を選考
- (3) 選考委員会の結果を踏まえて、町長が奨学生候補者を決定し、通知します（10月中）。
※進学予定の学生については、大学等への合格をもって奨学生に決定します。

8. 奨学金受給決定後の手続き

奨学金の給付を受けることに決定した奨学生は、保証人連署の上、遅滞なく誓約書（様式第3号）と、奨学金口座振替依頼書を提出していただきます。

9. 奨学金給付の停止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を停止します。

- (1) 疾病等により修学の見込みがないとき。
- (2) 休学、転学又は退学したとき。
- (3) 操行が不良となったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が奨学金の給付を停止することが適当と認めたとき。

10. 届出の必要な事項

次に該当するときは届け出が必要です。

- (1) 休学、転学又は退学したとき。（様式第4号、様式第5号及び様式6号）
- (2) 本人及び保証人の身分、住所その他重要事項に異動があったとき。（様式第7号）

11. 毎年度終了時の報告

翌年度4月末日までに次の書類を提出していただきます。

- (1) 生活状況報告書（様式第8号）
- (2) 在学証明書
- (3) 卒業時には進路報告書（様式第9号）

12. 奨学金の返還

給付した奨学金は、原則、返還の必要はありません。ただし、奨学生が次のいずれかに該当する場合は返還していただくことになります。

- (1) 加美町若鮎給付型奨学金基金条例施行規則に違反したとき。
- (2) 奨学生に重大事由と認められることが生じたとき。

13. 周知方法

広報かみまち6月号及び加美町ホームページに掲載し募集。

14. 問い合わせ先

加美町教育委員会 教育総務課 TEL0229-69-5112